



(再発行時には金融機関に手数料を支払う必要あり)。その一方で、通帳や証書それ自体には価値がありません。こうした証券を「証拠証券」と呼びます。

これに対し、手形や小切手は、原則としてそれ自体(すなわち現物)と引き換えなければ、支払いを受けることはできません。言い換えれば、手形や小切手はそれ自体が支払いを受ける権利(価値)を持っており、紛失しても無効化することができません。こうした証券を「有価証券」と呼びます。

一見するとやや難解であり、とくに混同もされがちな手形と小切手ですが、要点さえよく理解しておけば、お客様とのやり取りの際にも的確に対応できます。この機会に、基本中の基本をマスターしておきましょう。

手形には「約束手形」と「為替手形」がありますが、マンガに沿って、手形のうち多数を占める約束手形を例に説明します。

振出人から見れば、「振り出した時点で、当座預金の口座に資金

金融機関に、振出人に代わって受取人に支払ってもらうためには、金融機関との間で事前に契約を締結しておく必要があります。依頼する内容は「手形や小切手の支払い」で、それを金融機関に委ねるため、法律用語では「委託」といいます。この支払委託契約を「当座勘定契約」、支払用の資金を金融機関に預けておくための預金を「当座預金」といいます。

他の多くの預金が、預金者による預入れと払戻しを前提として本人確認などを実施しているのに対し、当座預金では、預金者以外の人(手形や小切手)を持参・呈示した場合にも支払います。つまり、当座預金の目的は貯蓄でなく支払いであるといえます。

手形・小切手はそれ自体が価値を持つ有価証券

普通預金通帳や定期預金証書は、紛失しても本人であること・預金があることを証明できれば再発行が可能です。所定の手続きを経たうえで払戻しも可能です。